

# 令和2年 第5回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和2年5月26日（火）14時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 11名  
会 長 7番 縣 次 男  
副 会 長 1番 坂 本 成 一  
  
委 員 2番 竹 内 正 敏  
3番 高 田 英  
4番 大 野 重 利  
5番 江 藤 国 子  
6番 式 田 信 一  
8番 佐 藤 孝 雄  
9番 佐 藤 一 富  
11番 佐 藤 富 雄

4. 欠席委員 10番 麻 生 秀 昭

5. 議事参与が制限された委員数 1名

6. 議事日程

- (1) 出席確認

- (2) 会長挨拶

- (3) 議 事

- ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
- ② 農地法第3条の規定による許可申請の取下げの報告について
- ③ 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ④ 農地法第4条の規定による許可申請について
- ⑤ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑥ 非農地証明の発行について
- ⑦ 空き家に付随した農地の指定について
- ⑧ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- ⑨ 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）
- ⑩ その他

- (4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、次長 長松喜久一、主任 小原匡博、行政専門員 後藤義一

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中10名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和2年 第5回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員

異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 5番 江藤 国子委員さんをお願いしたいと思います。宜しくをお願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第9までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

全員

異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので、よろしくをお願いします。

#### ■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」

(議案第1号 1件)

議長

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、議案朗読説明。

議長

議案1号につきましては、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思います。

#### ■日程 第2 「農地法第3条の規定による申請の取下げの報告について」

(議案第2号 1件)

議長

日程第2 農地法第3条の規定による申請の取下げの報告について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による申請の取下げの報告について、議案朗読説明。

議長  
議案2号につきましても、皆さんに報告という事で承して頂きたいと思えます。

■日程 第3 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第3～12号 10件)

議長  
続きまして、日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、10件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局  
日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長  
議案3号からですが、議席番号9番 佐藤 一富委員より説明をお願いします。

9番 佐藤 一富 委員  
では3番を説明します。この申請、受人側がかなり高齢ではありますが、夫婦間での贈与ということなので、問題ないかと思えます。  
よろしくをお願いします。

議長  
議案3号につきまして、質疑があればお願い致します。  
ご質問ないでしょうか。  
(ありません。)  
この議案3号の案件、承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案4号ですが、議席番号3番 高田 英委員より説明をお願いします。

3番 高田 英 委員  
50年程前に金銭の授受があつて売買の契約もしていたが登記が出来てなかつた耕作地でございます。この際、ちゃんとしたいという事で申請が出ました。  
一応経営面積については、利用権設定で37号、38号議案が上がっております。これは叔父さんと弟の土地で規模縮小のため何年か前から申請人が作っていたんですが、こちらもちんとしてしようということで申請が出てます。これにより下限面積はクリアされているので、よろしくをお願いします。宜しくをお願いします。

議長  
それでは、この議案4号について、質問がある方お願い致します。  
ご質問はないでしょうか。  
(ありません。)  
この議案4号案件、承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案5号ですが、議席番号4番 大野 重利委員さんから説明の方お願い致します。

4番 大野 重利 委員

それでは説明します。

渡人と受人は夫婦です。元々、渡人のお父さんが作っておられた水田を渡人が贈与で貰って、今度はご主人の方に名義変更するという事でございます。

議 長

それでは、この議案5号について、ご質問があればお願いします。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この5号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案6号ですが、大野委員さんから説明の方お願いします。

4番 大野 重利 委員

それでは説明します。

この案件ですが、渡人が高齢になりまして受人に贈与するという事です。

元々受人のお父さんが所有していた水田なのですが、またそれをもとに戻すという事です。宜しくお願いします。

議 長

それでは、この議案6号につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案6号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案7号ですが、担当は議席番号10番 麻生 秀昭委員さんですが、今日は欠席ですので、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案7号についてですが、申請事由が高齢により管理出来ない為となっております。親戚である受人の方に、売買で譲るということでございます。

受人は経営面積も下限をクリアしていますので、特に問題はないと思います。宜しくお願いします。

議 長

それでは、この議案7号について、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案7号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案8号から10号ですが、受人が同一の為、一括して説明の方を議席番号9番 佐藤 一富委員よりお願い致します。

9番 佐藤 一富 委員

では8・9・10号の説明致します。

これらは売買で売ることになっていますが、この土地は現在、耕作放棄地のような状態になっていて、この受人は今からこの荒れた土地を新しくやり直してブルーベリーを植え込みたいという事で計画しているそうです。

受人はいずれ時松に帰るといような話をしてました。

宜しくお願いします。

議 長

議案8号から10号につきまして、一括して質問がありましたらお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、8号から10号の3つの案件 承認される委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案11号ですが、麻生委員さんが欠席ですので、事務局より説明の方をお願いします。

事 務 局

はい、議案11号の受人なんですけど、経営面積は0という事で新規で農業に取り組みたいという方となっております。

現在は挟間に住んでいて土木建設会社をやっているんですけども、土木工事が年度末ぐらいに工事が集中するので年度の前半はけっこう手が空いているということで、そういう時期に農業をやりたいと農業委員会の方へ相談がありました。

そこで今回農地バンクを通して、関連議案で出ています利用権設定の分と売買でちょうどいい土地があったという事で、今回申請が出ております畑田の土地を購入して農業を取り組んでいきたいということでございます。

農業経験としてはお父様の方が大分市で農業をしているので、その手伝い等で経験があるそうです。水稻ではなく、野菜などの作付けを考えているらしく、トラクターを所有しているので農業用機械としても問題はないと思います。

以上です。宜しくお願いします。

議 長

それでは、この議案11号につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はないでしょうか。

(ありません。)  
それでは、この11号の案件 承認されます委員さんの挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案12号ですが、議席番号8番 佐藤 孝雄委員さんより説明をお願い致します。

8番 佐藤 孝雄 委員

議案番号12号の件でございますが、渡人が離農されるという事です。  
従前より受人が管理を行っていた土地でありまして、離農により管理出来ない  
ので売買という形で名義変更したいということでもあります。  
審議の程宜しくお願いします。

議 長

それでは、議案12号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。  
質問はないでしょうか。  
(ありません。)  
それでは、この12号の案件 承認されます委員さんの挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第4 「農地法第4条の規定による許可申請について」  
(議案第13～14号 2件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第4条の規定による所有権移転の許可申請について、2  
件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第4条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説  
明。

議 長

議案13号につきまして、議席番号9番 佐藤 一富委員より説明をお願い致しま  
す。

9番 佐藤 一富 委員

資料は3～5ページになります。  
5ページの図がわかりやすいかと思いますが、アパートの横に奥の農地への進入路  
を作ってしまったということがございます。  
審議宜しくお願いします。

議 長

議案13号について、ご質問があればお願いします。  
ご質問はないでしょうか。  
(ありません。)

それでは、この13号の案件 意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案14号ですが、議席番号1番 坂本 成一委員さんが農業委員会会議規則第12条議事参与制限を受け退席を致します。

(1番 坂本 成一委員 退席。)

会 長

議案14号ですが、私(7番 縣 次男委員)の方から説明致します。

7番 縣 次男 委員

申請地の田ですが、丁度今坂本委員さんが使っている倉庫の前です。

私が大豆とかを植えていて、坂本さんにいつもこいでもらっているんですが、大豆の殻とかを下に振り落とすような土地でございました。

倉庫の前なんで、私も前がちょっと狭いなど思っていたんですが、坂本さんから今度農機具とかもみ殻とかを置く農業用の資材置場にしたいという事で相談を受けまして、見に行きました。

何も問題はないと思います。

議 長

議案14号について、質問がありましたらお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この14号の案件 許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

坂本委員さん、お入りください。

(1番 坂本 成一委員 入室。)

議 長

坂本委員さんに報告します。全員一致で許可相当という意見を下しました。

1番 坂本 成一 委員

ありがとうございました。

日程 第5 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第15～23号 9件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、9件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案15号の案件につきまして、議席番号9番 佐藤 一富委員より説明をお願い致します。

9番 佐藤 一富 委員

先程の資料5ページを見てもらえれば分かるかと思いますが、先ほどの進入路の横にある土地という事です。

受人が電器屋を営んでおり資材置場が必要になるという事で申請が出ております。以上です。

議長

それでは、議案15号について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この15号の案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案16号ですが、議席番号4番 大野 重利委員より説明をお願い致します。

4番 大野 重利 委員

それでは、説明致します。

申請地が受人の家の真裏という事で、今まで管理をしていたんですが今回資材置場にしたいという事で、審議の方宜しくお願いします。

議長

それでは、議案16号について、質問があればお願い致します。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、16号の案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

許可多数でございますので、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案17号から23号ですが、一括して議席番号6番 式田 信一委員さんから説明をお願い致します。

6番 式田 信一 委員

それでは、17号から23号まで一括して説明致します。

太陽光発電です。18ページの図を見たらわかるんですけど、先月に太陽光発電で申請が出たところの隣の土地です。

先月の土地の横と下に7筆ほどありまして、それも一緒に太陽光にするということです。

現況は畑になるような土地ではないです。雑木が生えていて荒れてます。それから、調整池は3か所設けるということで、一応同意しました。審議宜しくお願ひしたいと思ひます。

議 長

それでは、議案17号から23号の案件、一括して質問があればお願ひします。

(3番 高田 英委員より挙手有り。)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

調整池を3カ所設けるという話でしたが、1つの区画に対して側溝と調整池が図にあります、それとは別にどっかで集約した大きな調整池をどこかに置くんでしょうか？

6番 式田 信一 委員

水の流れは素掘りで流すらしいです。一連の申請地のさらに下に既に太陽光になってる土地がありますけれども、その下が道路で道路の横に大きな水路が通ってるわけです。この調整地の中は浸透式にするらしいです。

事 務 局

事務局の方で業者の人から聞いているのは、各それぞれの団地内とかこの図面にある様に、一つの太陽光の事業範囲内に1個ずつ、それぞれの配置図に傾斜の下側に水路を掘って調整池に流れ込ませる。基本的には、その中で完結させるという話を伺っております。

3番 高田 英 委員

それにしては、小さすぎるかな？

例えばこの調整池の深さが相当深いんだという話であれば、まあ納得はできるんですが。本当に大丈夫なんですか？

しかも、この周辺がほとんど太陽光になっていく中で、雨が降ったときに大丈夫なのかなと思うものですから、そこだけはしっかりしておいてもらいたいなと思っております。

6番 式田 信一 委員

なんか水路を掘って調整池に引っ張るといふのは聞いている。

3番 高田 英 委員

ですので、図にある調整池っていうのが小さいのではといふのを懸念している。

どこか下の方に全体をまとめた調整池を作って、そこに流れ込んでいくとかいうならちょっとはわかるんだけど。最近庄内の方でも雨で田が崩れたりしてる状況の中でほんとに大丈夫かなとちょっと思うものですから。

議 長

まあ、一つ一つの団地のパネル枚数はあまり多くないみたいだけど。湯布院の塚原みたいに大きなメガソーラーではなく。

3番 高田 英 委員  
でも、周辺の団地を合わせれば相当な設置面積になる。

議 長  
まとめた調整池作るといっても、みんなで話し合いしないとできないでしょうね。

3番 高田 英 委員  
流量計算書はついている？

事 務 局  
流量計算書はついています。

3番 高田 英 委員  
それは安全なレベルとなっていますか？

事 務 局  
素掘水路に対する流量は問題ないレベルとなっています。

(5番 江藤 国子委員より挙手有り。)

議 長  
江藤委員さんどうぞ。

5番 江藤 国子 委員  
太陽光施設って、規模が大きいと審査会とかに該当すると思うんですけど。  
でも今回みたいに細かく団地を分けて作っていけばそういうものには該当しないという考え方で問題ないですか？

事 務 局  
基本的にはそういう事になります。  
こういう場合だと各団地の転用者がバラバラになるので。  
例えば、今回の申請も全部をまとめてフェンスで囲っていると話が変わってくると思うんですけど、一個人の持分ごとにフェンスで囲む形になるので、市の条例として一団とはみなせないという事を聞いています。

5番 江藤 国子 委員  
団地ごとにフェンスで囲ってても、水の流れる的には一緒のところに行くからおんなじ話だと思うんですけど、人が分かれてたら大丈夫ということですね。

3番 高田 英 委員  
条例上はそうになっている。発電所の規模が5000㎡以上じゃないと該当しない。

5番 江藤 国子 委員  
知らない人から見たら全然違いがわからないから、なんか引っかかるんじゃないかなって思うけど。

議 長  
名前を見るとみんな住所も違うしなあ。

5番 江藤 国子 委員

そうなんですよ。それに、どうして佐賀とか長崎の人が申請者なのかなって。

3番 高田 英 委員

こういうところは、投資みたいな形で、最終的には元が取れる計画で投資としてや  
ってる。

事 務 局

ここは仲介の会社があって、そのソーラーの会社が庄内の人から土地を買うという話  
を付けて、投資の営業を佐賀とか長崎の人にかけている。

そこで結局、うちに申請が上がってくる時はソーラーに投資をして建設する人と  
地権者の名前が出てくるから、仲介の会社の名前は全然出てこないんだけど、全部仲  
介の業者がいます。

5番 江藤 国子 委員

じゃあここらへんでずっとソーラーができてるのは同じ仲介の業者が動いてる？

事 務 局

そういう事です。庄内のちょっと離れたところとかでも、この仲介業者が動いた案  
件でソーラーが建ってる。田んぼ1枚をソーラーにする、みたいなやつをよくやってる  
会社です。

自分の会社がソーラーを運営する会社とかなら条例にもかかる場合が多いのですが、  
この会社は仲介して利益を上げる形をとってるんで。

まあ市の条例とかにはかからないやり方ではある。

5番 江藤 国子 委員

じゃあこういう会社が荒れてる田んぼとかをどんどんソーラーにしていったら、農  
地がどんどん減っていくけどそれはもうしょうがないってこと？

事 務 局

その申請が出てきたらある程度やむを得ない。今回の申請地も業者から聞いている話  
では、一カ所売買の話がついたら、周りの土地の地権者がうちの土地も買ってくれと  
言ってきて芋づる式になったと聞いています。正直言って、農業をやめたいと思っ  
てる人からすれば、売れるなら売ってしまいたいとなることもあるだろうと思います。

この今回と先月出ている地区は、一応これで一段落と聞いているんで、またこの周  
りが出てくるというのはないと聞いていますが、もしかしたら別のところで話がまと  
まれば今回みたいなのが出てくることもあるかなとは思っています。

議 長

他に質問はないでしょうか？

(9番 佐藤 一富委員より挙手有り。)

佐藤委員さんどうぞ。

9番 佐藤 一富 委員

この場所、さっき言った排水問題とかの関係で、高低差はどんな状況ですか？

6 番 式田 信一 委員  
高低差はですね、一番高いところで3 mぐらいですかね。

9 番 佐藤 一富 委員  
え、それぐらい？

6 番 式田 信一 委員  
ええ、なだらかな傾斜という感じ。

9 番 佐藤 一富 委員  
いや、あんまり高低差があるようだと下の方が大変なことにならないかなと思った  
もんだから。

議 長  
他にご意見はないでしょうか？  
(ありません。)  
この17号から23号の案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この案件 許可相当と認めます。

#### ■日程 第6 「非農地証明の発行について」

(議案24号 1件)

議 長  
日程第6 非農地証明の発行について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局  
日程第6 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長  
今、説明が終わりましたが、ご質問があればお願いします。  
質問は、ないでしょうか？  
(ありません。)  
質問がない様ですので、現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事  
で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この案件 非農地証明を発行致します。

#### ■日程 第7 「空き家に付随した農地の指定について」

(議案25号 1件)

議 長  
日程第7 空き家に付随した農地の指定について、1件あります。事務局より説明をお  
願いします。

事 務 局  
日程第7 空き家に付随した農地の指定について、議案朗読説明

議

長

議案 25 号について、質問があればお願い致します。

質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、この案件 指定しても良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この空き家の付随農地として指定する事に致します。

## ■日程 第 8 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案 26～39 号 14 件)

議

長

日程 第 8 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）14 件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第 8 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議

長

議案 26 号案件は、継続設定の案件です。質問があればお願いします。

質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案 26 号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この 25 号の継続の案件 承認致します。

続きまして、議案 27 号ですが、これからは新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案 27 号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案 28 号について、質問があればお願い致します。

質問はありませんか？

(ありません。)

それでは、この議案 28 号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案 29 号について、質問があればお願い致します。

質問はありませんか？

(ありません。)

それでは、この議案29号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案30号について、質問があればお願い致します。

(3番 高田 英委員より挙手有り。)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

貸人と土地の所有者の関係を教えてください。

事 務 局

土地の所有者は今回の申請者の祖父にあたります。

3番 高田 英 委員

わかりました。

議 長

質問はありませんか？

(ありません。)

この議案30号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案31号について、質問があればお願い致します。

質問はありませんか？

(5番 江藤 国子委員より挙手有り。)

議 長

江藤委員さんどうぞ。

5番 江藤 国子 委員

この人団地に住んでいるんですが、機械とかはどこに置いておくのですか？

事 務 局

今回一緒に申請されている議案28号の農地の一角に農機具置場を作るということ  
を聞いています。

5番 江藤 国子 委員

わかりました。

議 長

それでは、議案31号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案32号について、質問があればお願い致します。

質問はありませんか？

(ありません。)

この議案32号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案33号について、質問があればお願い致します。

質問はありませんか？

(ありません。)

この議案33号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案34号について、質問があればお願い致します。

質問はありませんか？

(ありません。)

この議案34号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案35号について、質問があればお願い致します。

(11番 佐藤 富雄委員より挙手有り。)

佐藤 富雄委員さんどうぞ。

11番 佐藤 富雄 委員

この貸し人と借り人は親子なのですが、こういう場合は所有権移転より貸借権設定の方がいいんですか？

事務局

所有権移転をすると贈与税がかかる場合もあるので、親子間でも生きている間は使用貸借をして、死んだら相続するという場合もあります。

3番 高田 英 委員

全ての農地を一括贈与すれば、贈与税の猶予を受けることができます。あれ？できなくなった？

事務局

担い手農家ならできる。認定農業者である必要がある。

農業者年金の関係がある人とかが使用貸借するが多い。

3番 高田 英 委員

前は生前一括贈与して納税猶予していたけど駄目になったんですね。

事務局

駄目じゃないけど、認定農業者とか新規就農者とか基本構想基準到達者とかである必要がある。

3番 高田 英 委員

なるほど。勉強になりました。

議長

それでは、議案35号、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案36号について、質問があればお願い致します。

質問はありませんか？

(ありません。)

この議案36号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案37号について、質問があればお願い致します。

質問はありませんか？

(ありません。)

この議案37号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案38号について、質問があればお願い致します。

質問はありませんか？

(ありません。)

この議案38号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案39号について、質問があればお願い致します。

質問はありませんか？

(ありません。)

この議案39号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第9 「農用地利用集積計画の決定について（一括方式）」

（議案40号 1件）

議 長

日程 第9 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第9 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案40号の案件に対して、ご質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか？

（ありません。）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

議 長

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。

その他で、ご質問があればお願いします。